

「東寺領近江国三村荘に関する諸問題 －その所在地を中心に－」

古 田 功 治

はじめに

平安時代後期、京都白河の地に鳥羽上皇御願寺として建立された宝荘嚴院には、寺領莊園としての近江国三村荘が設定されていた。同荘は、『東寺百合文書』に南北朝期から室町期にかけて比較的史料が伝存しているにもかかわらず、最近まで専論がなく、自治体史で取り上げられるのみの特異な莊園であった。しかし、近年村井祐樹氏⁽¹⁾や勝山清次氏⁽²⁾が『大日本古文書』東寺文書⁽³⁾で関係史料が刊行されたことを契機に相次いで研究成果を公表され、不明瞭であった三村荘を研究の俎上に挙げられた。

しかしながら、三村荘に関する本格的な研究は緒についたばかりで、解明すべき点として、所在地、伝領過程、莊園構造、支配体制、東寺での位置付けなどが挙げられる。そこで、本稿は三村荘の現地比定作業を通して、所在地など基本的事項を整理し、室町期東寺領莊園の一端を解明する手がかりを目的とするものである。

三村荘の所在地⁽⁴⁾に関しては昭和3年(1926)発刊の『滋賀県史』(以下『県史』と略す)、昭和15年(1940)発刊の『滋賀県八幡町史』(以下『町史』と略す)、近年の地名辞典等⁽⁵⁾に略記されたことが嚆矢である。しかも、これらの文献には、少々疑問な点が含まれており、特に、所在地については2説

あった。『県史』や『町史』は、いずれも蒲生郡大嶋郷内、現在の行政区画では、滋賀県近江八幡市内の一部をその所在地とする説をとる。具体的には、前者の『県史』には「蒲生郡宇津呂村の一部に当たり、庄名は既に逸した」⁽⁶⁾とあり、後者の『町史』には「その場所を強いて推定すれば大嶋郷の中でもその東偏部、即ち金田村に接する北ノ庄・多賀・市井・大林の土地に跨ってゐた」⁽⁷⁾と言うものである。

しかし、『莊園志料』⁽⁸⁾は近江国愛智郡内に比定し、竹内理三編『莊園分布図』⁽⁹⁾(以下『分布図』と略す)も、同様に愛智郡内を推定している。他方、『角川日本地名大辞典』⁽¹⁰⁾は、愛智郡又は蒲生郡内とし、現在の彦根市三津町付近とする説があることも併記している。さらに『滋賀県の地名』⁽¹¹⁾でも、蒲生郡が有力としつつも2説を並立させたままであった。このように、諸書により一定していない状況が継続していた。これを蒲生郡と確定させたのは『東寺とその庄園』⁽¹²⁾で、平安期から室町期までの80か所の莊園について、所在地、伝領過程などを簡潔にまとめている。全東寺領の解説をまとめ、その中に三村荘も含まれ、蒲生郡であることが確定されたが、詳細な位置関係については言及されていない。最近刊行された『近江八幡の歴史』⁽¹³⁾では、三村荘の位置について市域に所在を図示しているが、三村荘の莊域を本郷と嶋

郷にまたがる領域であることを想定に止まっている。

さて、日本全国に立荘された荘園の総数は、竹内理三氏によれば文献史料上では3～4000が知られるとされ、『荘園分布図』（以下『分布図』と略す）として公表されている⁽¹⁴⁾。この『分布図』の公表が、荘園研究の精度をあげたことは事実である。だが、個別荘園の詳細な位置を現在に比定する試みは、県や市町村による自治体史刊行がさらに牽引した。しかし、伝存史料の差異により違いはあるが、備中国新見荘や播磨国矢野荘など著名な一部の荘園では確定できるが、大部分は大まかな位置に留まる現実がある。

竹内氏の荘園所在地研究は、所領を所有する寺社や荘園現地に伝来した荘園関係史料を駆使して明らかにされている。史料による方法は、地名・遺称・四至榜示・荘園絵図などで、

それらを有機的に組み合わせた形で成果を挙げるのが可能である。さらに歴史地理学では、律令制の開始と地方での展開の中で、各地に設定された条里制に関して、その遺構復元研究を活用し、地名や遺称情報を組み合わせることで、より詳細に荘域を探ることができる。そこで近江国に隣接および近接する尾張国・美濃国の研究史を提示し整理し、まとめたものが表1である。尾張国では、富田荘（円覚寺領）・安食荘（醍醐寺領）が荘園絵図・四至榜示の存在・条里制遺構により荘園の位置と荘域を推定でき、大成荘（東寺領）・篠木荘（王家領）・長岡荘（摂関家領）は地名・周辺寺院・四至榜示から推定されている。美濃国では、大井荘（東大寺領）・茜部荘（東大寺領）が荘域研究では一番進んでいる荘園である。ともに荘園絵図は存在しないが、地名や条里制復元研究の成果から荘域を分析で

表1 尾張国・美濃国・近江国所在荘園における現地比定の根拠一覧

国名	荘園名	地名	遺称	四至榜示	荘園絵図	条里遺構	寺社名	その他根拠
尾張国	大成庄	○						
	富田荘	○		○	○	○		
	安食荘		○	○	○	○		
	篠木荘	○					○	
	長岡荘	○		○				
	海東荘	○						
美濃国	大井荘	○		○		○		
	茜部荘	○		○		○		
	泉江荘			○				
	平野庄	○						
	平田荘	○						周辺荘園の立地関係
近江国	奥島荘・津田荘	○						
	豊浦荘	○						
	麻生荘	○						
	愛智荘	○				○		
	野洲荘	○						
	葛川	○		○	○			周辺荘園の立地関係・縁起
	得珍保	○						
	三村荘	○					○	

きる荘園である。近江国は愛智荘(東大寺領)と葛川(青蓮院領)が挙げられ、地名と条里制遺構の組み合わせで現地比定を試みている荘園がある。

以上のように、荘園の所在地推定には、地名・遺称・四至勝示・荘園絵図・条里制遺構など文字情報と視覚情報に加えて、歴史地理学の成果の利用が有効であることが理解されるのである。

1 嶋郷と三村荘

南北朝期に天皇家領から東寺領となった三村荘が、当時何と呼称されていたのか確認しておきたい。2通りが考えられ、1つは「ミツムラ」で、もう1つは「ミムラ」である。前者は『荘園志料』にあるものだが、根拠が

示されていないし、関係史料にも「ミツムラ」は確認できない。一方、後者については、『東寺百合文書』中に「あふみ國ミむらしやう」⁽¹⁵⁾と記された文書があり、当時の記録である点から、「ミムラ」の呼称が妥当と思われる。ただ、注意したいのは「三村荘」という表現は東寺側発給の文書や記録にでてくるのみで、現地発給された文書では使用されていない⁽¹⁶⁾。

三村荘の所在地については、『荘園志料』等の愛智郡内説、主に『町史』等が採用する蒲生郡内説の2説があることは、冒頭で紹介した。まず、愛智郡内説から検討する。『荘園志料』は、「平治元年の文書にいでて、寶莊巖院領なり、今郡中(愛智郡)に三村存す」と記し⁽¹⁷⁾、その根拠に史料を掲載しているが、いずれの史料にも愛智郡という記述はな

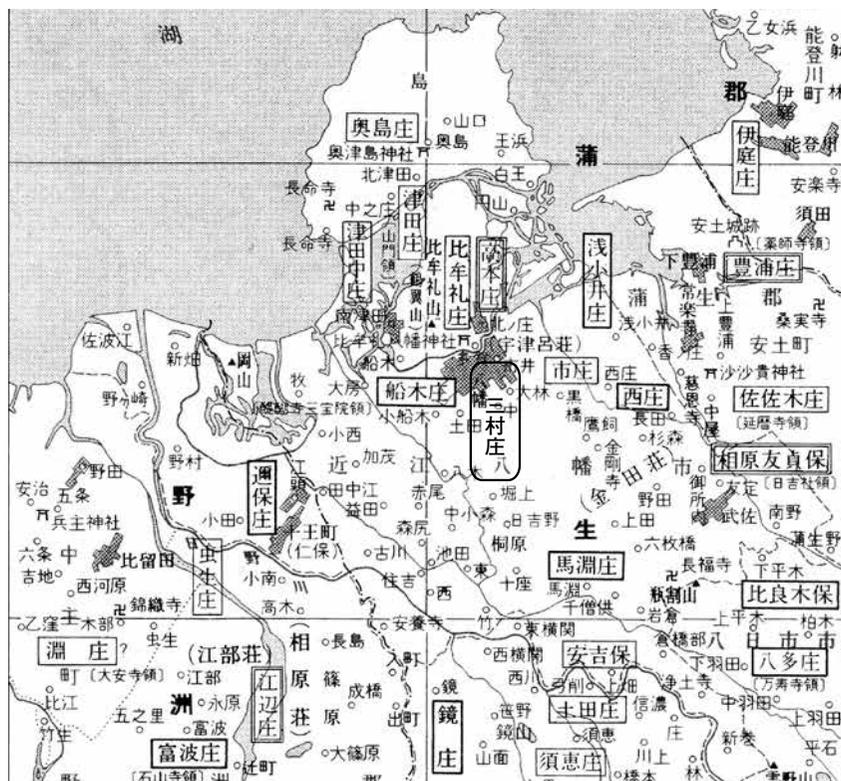


図1 三村荘の所在地(推定) 竹内理三『荘園分布図』(吉川弘文館 1975年)を基に作図



図2 三村莊関係地名及び寺社の分布 下線が付いた地名は表2の「各地名」の遺称

く、愛智郡にも関連する地名は見つけることができない。次に蒲生郡内説を検証する。蒲生郡については、上郡と下郡に分かれていたという若林氏の研究⁽¹⁸⁾がある。それによると蒲生郡は東山道・東海道を境界にして、南東を上郡、北西側を下郡とされた。実際に弘長3年(1263)3月10日の守久跡虎熊丸宛行状⁽¹⁹⁾には「蒲生下郡船木御庄内」とあり、近江八幡市内に所在地があるとされる船木荘は鎌倉期に蒲生下郡と認識されていた。また、徳治3年(1308)8月26日の生蓮讓状⁽²⁰⁾には生蓮が比牟礼社に譲渡した財産の中に「近江蒲生下郡比牟礼社正神主職」が含まれ、比牟礼社(近江八幡市宮内町)の所在地する蒲生郡東部が鎌倉期には蒲生下郡と表記されていたことが分かる史料がある。これらの事実と若林氏の研究、さらに従来の三村荘蒲生郡説によれば、三村荘は東山道・東海道より北西側、つまり琵琶湖側に所在地が想定する必要がある。

さて、三村荘の関連史料は、大半が『東寺百合文書』に伝存し、その中から抽出できるのは、すべて「近江国蒲生郡嶋郷内三村庄」または「江州蒲生郡嶋郷内三村」の記載である。一例を示すことにする。

【史料1】⁽²¹⁾

近江國蒲生郡嶋郷内三村庄事 当知行
云々、^①弥可致全領知之由、所被仰下也、
仍執達如件、

延徳三年九月廿二日 加賀前司(花押)
散 位(花押)

東寺雑掌

※丸数字は筆者による(以下同じ)

史料1は、室町幕府奉行人連署奉書で、室町幕府から東寺雑掌に宛てて三村荘の当知行を認めた奉書である。傍線①にあるように三村荘は蒲生郡内にその所在地があった荘園であると認識されていたことは明白である。

では、次に課題となるのが、蒲生郡内のい

ずれの場所なのかということになる。具体的に検討を進めるため関係史料を掲げる。

【史料2】

(応安四年)⁽²²⁾

嶋郷内^② 本郷二分 惣号三村庄
嶋郷一分

(文安六年)⁽²³⁾

三村庄者

嶋郷内^③ 本郷二分 仍三村也
嶋郷一分

この二つの史料は『東寺百合文書』所収の「宝荘嚴院方評定引付」という東寺供僧による評定組織の会議録の表紙に記されたものである。史料2から言えることは、傍線②の「嶋郷内」に三村荘があり、それが「本郷」と「嶋郷」⁽²⁴⁾と呼ばれる郷に荘域が及び、それを称して「三村庄」と東寺供僧に認識されていたということである。この注目すべき史料に他の文書中に見られる「嶋郷内東寺米」⁽²⁵⁾とか「嶋郷東寺米」⁽²⁶⁾という記載もあることを想起していくと、「嶋郷」は三村荘を考える上で重要な糸口である。そこで、史料1・2に共通に記されている「嶋郷内」の、「嶋郷」とは何を意味しているのだろうか。

『和名類聚抄』によると蒲生郡に存在した郷は、東生・西生・必佐・安吉・篠田・篠箆・大嶋・桐原・船木の9郷が存在したことがわかるが、「嶋郷」という郷名はない。『和名類聚抄』の成立した9世紀末以降の郷名という可能性が残るのだが、9世紀末以降に「嶋郷」という郷名が設置された記録はない。「嶋郷」は蒲生郡内九郷のいずれかの別称または略称と考えるのが合理的である。別称または略称の有力な候補は「大嶋郷」である。

【史料3】⁽²⁷⁾

(端裏書)

「嶋郷之大宮文書」

奉寄進大宮新田事、

合七十二歩者、在所神立畔也、
右件新田者、岩石女相傳之地下也、雖然
依有其志、^④嶋郷之大宮奉寄進者也、(中
略)仍為後日証文之狀如件、

嘉慶二年八月晦日 岩石女(略押)

史料3は近江国蒲生郡に鎮座する大嶋・奥津島神社に伝来する文書で、岩石女が田地を寄進した寄進状である。傍線④の「嶋郷之大宮」とは、この文書の伝来状況から判断して、大嶋・奥津島両神社である。両神社は大嶋郷にあった神社で、現在も滋賀県近江八幡市北津田町に鎮座している。傍線④の「嶋郷」が、新たな律令制下の地方行政区画として蒲生郡内に設置したのではなく、むしろ「大嶋郷」の略称として使用⁽²⁸⁾されたものと考えられる。

このように検討してみると、先に示した史料2の傍線②③の「嶋郷内」の嶋郷は、「大嶋郷」のことを指すだろうし、「三村庄嶋郷」のように荘名の下に郷がつくものは庄内の一区域をさす意味で用いられていると判断できるだろう。「本郷」について、勝山氏は「中世文書に出てくる本郷は篠筈郷をさし」⁽²⁹⁾

とされ、本郷＝篠筈郷とする。これが正しいとすれば、大嶋郷＝嶋郷と篠筈郷＝本郷は隣接する郷⁽³⁰⁾であるので、三村荘はこの2つの郷域内にあると想定できる。

つまり、三村荘は琵琶湖側の蒲生郡(下郡)大嶋郷内と篠筈郷内に所在地を比定することが妥当である。史料2にもあるよう「嶋郷」と「本郷」の2つの郷を含むエリアを荘域としていたことは確実である。

2 関連地名等から見た三村荘

ここでは、三村荘が蒲生郡(下郡)内に存在したという結果を前提に、「嶋郷」に注目しながら関係のある地名(大字・小字等)に目を向け、その場所を限定することにする。蒲生郡大嶋郷内に三村荘の所在地を求めたわけであるが、これを具体的に表わすために地図上に復原する。そのために関係する大字・小字名等の地名を関連史料から抽出する必要がある。これらの小字地名は町名変更などが地方自治体により実施され、消滅していなければ、所在を確認できる。近江八幡市の小字名は『角川地名大辞典』滋賀県に掲載されて

表2 「名地名」と小字との関係

名地名	旧村名	大字名	小字名	小分地名	現在町名	典拠
大法名	宇津呂村	市井	大法		市井町	『東百』ル函114ほか
三名	金田村	鷹飼	三明		鷹飼町	『東百』ケ函131ほか
公文名	武佐村	西宿	九門明	九紋明	西宿町	『東百』ケ函131
下司名	金田村	鷹飼	下司		鷹飼町	『東百』ケ函131ほか
御名	金田村	鷹飼	五明		鷹飼町	『東百』ひ19ほか
中道名	馬淵村	千僧供	中道		千僧供町	『東百』ル105
地藏名	金田村	鷹飼	下地藏	地藏	鷹飼町	『東百』ル79
堀殿名	金田村	長田	上ノ町	堀殿	長田町	『東百』ル105

註1：現在地名は近江八幡市の内の町名を示す。

註2：『東百』は『東寺百合文書』の略である。

おり、それに参考にすることが有効である。服部英雄氏は、『講座日本莊園史』所収「調査研究の方法」⁽³¹⁾の中で「莊園関係地名の代表的なものには、堀の内、土居、政所、下司免、公文名、公文給、公文免、散仕給、佃、門田、前田、正作、手作、田作等がある」⁽³²⁾と述べている。三村莊の関連史料からは、相当数の「名地名」を抽出することができ、その中には同氏のあげておられる地名と同様のものがある一方、金持・守清・則守などの仮名（人名）に因むものも含まれている。

さて、これらの抽出した「名地名」は現地に地名として、8つ確認することができた。それは、「大法名」「三名」「公文名」「下司名」「御名」「中道名」「地藏名」「堀殿名」で、表2として一覧にした。これらの地名は変化して伝わっているものもあるし、中には小字内の小分け地名で残るものもあった⁽³³⁾。その中で「大法名」は、近江八幡市市井町内に、小字で残っている⁽³⁴⁾。この8つの「名地名」を地図上に示すと図2のようになり、すべて近江八幡市の中心部から北東部に存在する。例えば、「市井」は、同市の中心部に残る地名で、『町史』でも三村莊の所在地にあげている地域でもある。その「市井」に関しては次のような史料がある。

【史料4】⁽³⁵⁾

(端裏書)

「信阿弥陀仏寄進状」

寄進 私領畠地事

合玖拾歩又貳枚者、在奥嶋御庄内字鞍崎新田畠拾歩、

加地子四升、又嶋郷^⑤内市井畠地九十歩、加地子一斗八升

右件田畠者、信阿弥相傳之私領也、(中略)仍寄進状如件、

應安參年十二月十六日 信阿弥陀仏

西願 (略押)

この寄進状には、傍線⑤で示したように「嶋郷内市井」という地名表記がある。「嶋郷内市井」は「大嶋郷内市井」とも、また「三村莊島郷内市井」とも考えられ、所在地からみて前者の方に適する。現在の近江八幡市中心部にある市井町を比定するのが妥当だろう。加えて、この市井町には、「名地名」としてあげた「大法名」の遺称の小字「大法」が今も地名として伝わる場所である⁽³⁶⁾。また、寺院名を冠した「名(みょう)」が4つあり、それぞれ「万福寺名」「成就寺名」「興隆寺名」「妙楽寺名」という名である。これらの名に冠されている寺院は、『大日本寺院総覧』⁽³⁷⁾(以下『総覧』と略す)や『近江八幡の歴史』によれば、4ヶ寺すべてが滋賀県内に存在し、このうち万福寺を除いた3ヶ寺が蒲生郡内に建っていることがわかった。

成就寺についてであるが、この寺院は願成就寺の略称と考えられ、『総覧』や『近江八幡の歴史』には、蒲生郡岡山村小船木(近江八幡市小船木町)にあると記され⁽³⁸⁾、比牟礼社の神宮寺とされる。興隆寺は蒲生郡宇津呂村多賀(近江八幡市多賀町)にあり、延暦寺正覚院の末寺⁽³⁹⁾である。

また、これらの寺院の他に、慈恩寺・円満寺・蓮花寺の3ヶ寺が三村莊関係文書中に姿をみせている。慈恩寺と円満寺の2ヶ寺はともに種々の変遷があるものの、その存在を現在も確認できる。その中で慈恩寺は、旧安土町(現近江八幡市)にあった浄嚴院⁽⁴⁰⁾である。『総覧』には近江国守護六角満綱(応永23年11月から嘉吉元年9月まで)⁽⁴¹⁾、持綱(嘉吉元年10月ごろから文安2年正月まで)等の墓が境内に存在するという記述があり、また「慈恩寺守護方私寺云々」と記した文書⁽⁴²⁾もあり、佐々木六角氏との関係も無視できないものがある。

以上、ここまで検討した地名や関係する寺院などが、近江八幡市の中心地から東部にかけた地域に集中していることを明らかにする

ことができたと思われる。

おわりに

三村莊の現地比定に関連する諸問題を明らかにするために論を進めてきた結果をまとめる。三村莊は、平治元年時点で鳥羽上皇の御願寺宝莊院の一寺領で、本家は宝莊院であった⁽⁴³⁾。鎌倉末期、後醍醐天皇による宝莊院執務職の東寺への寄進で、実質的には東寺領となった⁽⁴⁴⁾。その所在地は、関係史料の分析から『莊園志料』や『莊園分布図』がとる愛智郡説ではなく、『町史』や村井氏の説く蒲生郡説である。さらにその蒲生郡説の内でのどの地域かを明らかにするために、「嶋郷」という郷名に注目した。この「嶋郷」の

考察から、「大嶋郷」の略称と目されるものと、三村莊内の郷名である「嶋郷」とに分ける必要があることを示した。また、三村莊の関係地名や関連寺院の所在地の考察で位置を絞り込みを行った結果、三村莊の所在地は図3のように現在の近江八幡市中心部から北東部にかけての地域を含んだ範囲であったと推定するに達した。

以上、莊園の所在地比定には、立荘時に設定される四至勝示が莊園絵図の情報が欠かさない。しかし、これらの情報が後世に伝わらない場合が多く、地名や遺称、条里制遺構、関係する寺社、縁起など様々な情報を有機的に組み合わせる方法を取ることで、一定の結論を得ることが可能となることを示すことができたと思われる。三村莊は、室町期を通じ

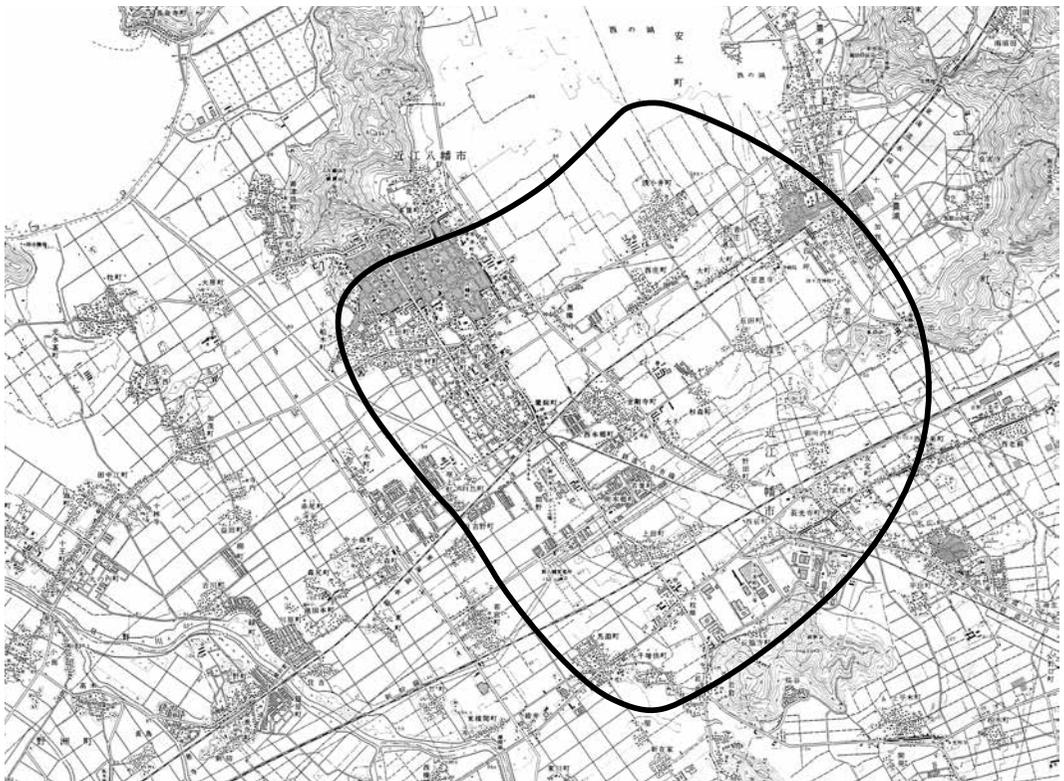


図3 三村莊の現地比定図 国土地理院発行の近江八幡・八日市（2万5000分の1）を筆者が加工したもので、実線が三村莊の推定領域

て東寺に年貢を納入し、東寺五方の費用を負担できる莊園のひとつに含まれていた。このような事実から、東寺においては山城国上久世莊や播磨国矢野莊といった主要莊園と同様に貴重な莊園のひとつと位置付けることが可能と評価できよう。しかし、矢野莊や備中国新見莊のように検田帳といった土地台帳は、『東寺百合文書』中には伝存していない。そのため、東寺僧侶が三村莊の土地について、その状況を詳細に把握していたとは考えにくい面がある。

最後に、三村莊という莊名は東寺側の史料に出てくる場合がほとんどで、『長命寺文書』『大島奥津島神社文書』などの現地の中世文書には見いだせない莊名である。想像を逞しくすれば、三村莊は東寺のみで通用した莊園名で、現地では「嶋郷」といった別の名称が三村莊を指す名称として使用されていた可能性があるのではないだろうか。この点については、論ずるだけの用意がないので、現時点では可能性を提示するのみとし、今後の課題として擱筆したい。

註

- (1)村井祐樹「東寺領近江三村庄とその代官」(東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』2011年)。
- (2)勝山清次「南北朝時代の東寺領近江国三村庄一守護領莊園の代官支配一」(『京都大學文學部研究紀要』52 2013年)。
- (3)『大日本古文書』(東寺文書)の13と14には宝莊院方引付が翻刻されているが、この引付には、三村莊に関する議事が数多く含まれている。『東寺百合文書』(以下『東百』と略す)た函3(文和3、4年)からた函149(天文4年)まで翻刻されている。
- (4)伝領過程については、昭和15年(1940)発刊の『滋賀県八幡町史』上巻 通説(近江八幡市役所清文堂出版 1969年復刻)が最初である。
- (5)角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典』25 滋賀県(角川書店1979年)672

頁、平凡社地方資料センター編集『滋賀県の地名』(平凡社 1991年)590～1頁。

- (6)滋賀県編『滋賀県史』2巻 上代 中世(三秀舎 1928年)736頁。
- (7)註4の178～180頁。
- (8)清水正健編 1933年刊。
- (9)竹内理三 1975年刊行。
- (10)勝山前掲論文参照。
- (11)勝山前掲論文参照。
- (12)東寺宝物館 1993年。
- (13)第6巻 通史I (近江八幡市史編集委員会 2014年)。
- (14)竹内理三『莊園分布図』解説(吉川弘文館 1975年)。
- (15)文明10年3年東寺注進状案(『東百』に函236)。
- (16)東寺側に発給する文書や記録には「三村庄」が必ず使用されるが、現地の沙汰人等が出す文書には「三村庄」は使用されず、「東寺米」「東寺用米」が用いられている。
- (17)清水正健編『莊園志料』上巻(角川書店1965年)673頁。
- (18)若林陵一「中世後期近江国蒲生下郡・上郡・(境界地域)と佐々木六角氏」(『東北文化研究所紀要』45 2015年)。
- (19)『長命寺古文書等調査報告書』(滋賀県教育委員会 2003年)16号文書。
- (20)『鎌倉遺文』30巻 23362号文書。
- (21)室町幕府奉行人連署奉書(『東百』い函36)。
- (22)宝莊院執務料所等評定引付(『東百』た函15)。
- (23)宝莊院評定引付(『東百』た函79)。
- (24)嶋郷については、『東寺百合文書』だけでなく、他の文書でも確認できる。伊勢御師の家に伝来した『来田文書』にある天文10年6月23日南倉(足代)弘康道者亮券の文中に「嶋郷内うつろ里一」などの三村莊の関係地名が記されている。(思文閣出版 京都大学文学部博物館の古文書第七輯『伊勢御師と来田文書』5頁)。
- (25)明徳3年閏10月8日六角満高遵行状(『東百』京函82)ははじめ多数。
- (26)応永17年11月近江国嶋郷東寺寺用米半濟方請

- 取状（『東百』ル函125）はじめ多数。
- (27)『大嶋・奥津島神社文書』81号（『滋賀大学経済学部附属資料館紀要』5）。
- (28)『角川日本地名大辞典』25には、「嶋郷ともいう」と記述されている。また、『町史』上巻に「嶋之郷は大嶋郷の略称であるが、狭義にはその中心部分たる大林を指すものである」という指摘もある。
- (29)勝山前掲論文参照。
- (30)註13参照（『近江八幡の歴史』73頁）。
- (31)網野善彦他3名編 1 莊園入門吉川弘文館1989年。
- (32)註31参照。
- (33)現在の地名との対照には『角川日本地名大辞典』25の「小字一覧」と近江八幡市役所税務課での聞き取りに依った。
- (34)近江八幡市役所税務課調べと、「市内字名地図」と大正6年調査の分筆図を参照した。
- (35)『大嶋・奥津島神社文書』70号（『滋賀大学経済学部附属資料館紀要』5号）。
- (36)『角川日本地名大辞典』25の「小字一覧」を参照した。
- (37)堀由蔵編 下巻 名著刊行会 1974年復刻。
- (38)註37の1609頁参照。
- (39)註36の168頁参照。
- (40)旧安土町慈恩寺（現近江八幡市）にあり、織田信長が守護六角氏の菩提寺の慈恩寺旧地に建立した寺院である。
- (41)今谷明「近江の守護領国機構」（『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局 389頁）。
- (42)応永17年（1410）10月東寺雜掌申状案（『東百』ル函121）。
- (43)平治元年閏5月日「宝莊嚴院莊園注文書」（『平安遺文』6巻2986号）。
- (44)元徳2年正月28日「後醍醐天皇綸旨案」（『東百』イ函51-1）。
- (45)村井前掲論文参照。
- (46)岡田智行「東寺五方について」（『年報中世史研究』7 1982年）。